

答申第 309 号

平成 18 年 3 月 27 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 17 年 8 月 2 日付けで諮問された特定法人産業廃棄物処分業許可申請書一部非公開の件（諮問第 351 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の法人に係る産業廃棄物処分業許可申請書及び添付書類の一部のうち、隣地地権者の氏名は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県知事が、平成17年7月21日付けで、特定の法人（以下「本件法人」という。）に係る産業廃棄物処分業許可申請書（以下「本件申請書」という。）及び添付書類の一部（以下「本件行政文書」と総称する。）を一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件法人は、地元説明会（以下「本件説明会」という。）を開催しており、本件処分で非公開とされた情報の多くを明らかにしている。また、本件説明会で本件法人が公開又は明言したこと以外の情報が非公開となっており、本件法人が計画している事業（以下「本件事業」という。）の概要及び実態がつかめない。

イ 本件法人は、神奈川県水源の森林地区、自然休養村及び松田町農村環境整備計画の自然環境保全ゾーンに、悪臭及び汚水といった公害発生の危険が非常に高い本件事業を計画している。本件法人は本件説明会で虚偽の回答等をしており、本件事業は問題の多い事業であることから、本件行政文書を全面公開し、地元住民の疑念を一掃すべきである。

3 実施機関（地域県政総合センター）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第6項の規定に基づき、本件法人から提出された本件申請書及び添付書類の一部である。

本件処分に当たり、本件法人に対して神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく第三者照会を行い、本件法人から出された意見を踏まえて検討した結果、次に掲げる情報（以下「本件非公開情報」という。）について、条例第5条第1号又は第2号に該当すると判断し、非公開とした。

ア 本件申請書のうち、本件法人の役員及び発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主の生年月日及び本籍（以下「本件役員等の生年月日等」と総称する。）

イ 本件申請書のうち、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主が保有する株式の数又は出資の金額及び割合（以下「本件株式数等」と総称する。）

ウ 事業計画書の「周辺住民等の合意形成に係る状況」欄に記載された、周辺地権者（法人を除く。）及び隣地地権者の氏名並びに隣地地権者の合意形成に係る情報（以下「本件地権者氏名等」と総称する。）

エ 事業計画書の「周辺住民等の合意形成に係る状況」欄に記載された、周辺地権者である法人の名称及びその合意形成に係る情報（以下「本件地権者法人名称等」と総称する。）

オ 事業計画書のうち、本件法人の従業員（役員を除く。）の氏名、住所、電話番号及び生年月日並びに本件法人の役員の電話番号及び生年月日（以下「本件従業員氏名等」と総称する。）

カ 事業計画書のうち、排出事業者及び収集運搬業者の名称及び所在地並びに中間処分計画書に記載された堆肥売り先一覧表中の名称、住所及び会員数（以下「本件取引先事業者の名称等」と総称する。）

キ 定款のうち、社員（役員を除く。）の氏名及び住所（以下「本件社員氏名等」と総称する。）

ク 定款のうち、社員の出資口数（以下「本件口数」という。）

ケ 資金計画書のうち、借入先及び申請事業に係る収支見通し（以下「本件資金計画」と総称する。）

コ 本件法人の直前3年度の間各事業年度における貸借対照表、損益計算書、確定申告書の写し及び法人税納税証明書（以下「本件財務書

類」と総称する。)

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため、条例第5条第1号本文に該当する。

(ア) 本件役員等の生年月日等

(イ) 本件株式数等

(ウ) 本件地権者氏名等

(エ) 本件従業員氏名等

(オ) 本件社員氏名等

(カ) 本件口数

イ 周辺住民等の合意形成について、法では許可要件としていないが、神奈川県は法の手続の事前調整手続として産業廃棄物処理業許可等事務処理要綱(以下「要綱」という。)を定め、周辺住民に対する周知等に努めるものとしている。そして、産業廃棄物処理業許可等事務処理取扱要領(以下「要領」という。)において、隣地地権者全員から同意書を取得することや、場合によっては周辺地権者等に説明会を開催することを行政指導し、その結果を、事業計画書の「周辺住民等の合意形成に係る状況」欄に記載させている。

本件地権者氏名等のうち、隣地地権者の氏名は、本件事業の計画地の地番が公開されていることから、土地登記簿により閲覧等が可能であるが、周辺住民等に対する周知は行政指導に基づくものにすぎないことから、積極的に公開する情報ではなく、個人情報保護という観点から、隣地地権者の氏名を公開することは好ましくないと判断した。

ウ アに掲げる情報(隣地地権者の氏名を除く。)は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、慣行として公にされる情報、公務員等の職務の遂行に関する情報又は人の生命等を保護するため、公開することが必要である情報ではないため、条例第5条第1号ただし書に該当しない。

(3) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

- (ア) 本件取引先事業者の名称等は、取引先がなければ事業自体が成り立たないことから、本件法人の事業運営の根幹部分であって、本件法人が積み上げてきた事業ノウハウであり、公開すると、同業者により取引予定先が奪われるなどの営業妨害のおそれがある。したがって、本件取引先事業者の名称等は、公開することにより、本件法人に不利益を与えるおそれがあるので、条例第5条第2号本文に該当する。
- (イ) 本件株式数等、本件口数、本件資金計画及び本件財務書類は、本件法人の経理に関する情報であることから、本件法人の内部管理の事項に該当し、公開することにより、本件法人に不利益を与えるおそれがあるので、同号本文に該当する。
- (ウ) 本件地権者法人名称等は、本件法人が説明を行った相手方の名称等である。本件事業に関しては、周辺地権者等への説明会の開催について、要綱に基づく行政指導をしていないにもかかわらず、本件法人が事業の円滑な運営のために任意に説明を行ったものであることから、本件法人の事業運営に係る内部管理の事項に該当し、公開することにより、本件法人に不利益を与えるおそれがあるので、同号本文に該当する。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

次に掲げることを総合して判断すると、人の生命、身体等への危害等は、現に生じておらず、また、将来的にも発生することが予測される状態が存在しているとは認められず、前記ア(ア)から(ウ)までに掲げる情報は、公開することにより保護される人の生命、身体等の利益が、公開しないことにより保護される本件法人の権利利益に優先するとはいえないので、条例第5条第2号ただし書に該当しない。

- (ア) 本件事業で建設される施設(以下「本件施設」という。)は、まだ、建設に着手されておらず、現に人の生命等への危害等は生じていない。
- (イ) 本件施設は法第15条第1項に定める施設設置許可が不要であり、同条第3項に定める生活環境影響調査も義務付けられていない施設であることから、法上、環境等に対する影響が少ない施設と位置付けられていると考えられる。

- (ウ) 本件申請書においては、悪臭、騒音、振動等について、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「生活環境保全条例」という。）に基づく環境保全対策が施される計画となっており、竣工検査を行い、性能を確認した上で許可となる。
- (エ) 本件事業の計画地の近隣には住居が存在しておらず、本件事業の計画地は、本件施設の建設に規制のある地域でもない。
- (4) 不服申立人は本件説明会で本件法人が明らかにした情報が非公開となっていると主張しているが、具体的には記載されておらず、また、本件説明会は本件法人が任意に行ったものであることから、実施機関はその内容を把握していない。本件処分に当たっては、条例に基づく第三者照会により提出された公開請求時点での本件法人からの意見を踏まえて判断した。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。この結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別

されるため、同号本文に該当すると判断する。

- a 本件役員等の生年月日等
- b 本件地権者氏名等
- c 本件従業員氏名等
- d 本件社員氏名等
- e 本件株式数等及び本件口数（以下「本件出資情報」と総称する。）

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

（ア）条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

（イ）本件役員等の生年月日等、本件地権者氏名等（隣地地権者の氏名を除く。）、本件従業員氏名等、本件社員氏名等及び本件出資情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、慣行として公にされ若しくは公にすることが予定されている情報、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

（ウ）本件地権者氏名等のうち、隣地地権者の氏名は、本件事業の計画地の地番が公開されていることから、土地登記簿により何人も閲覧等が可能な情報であるため、同号ただし書アに該当する。

（3）条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

（ア）条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

（イ）本件取引先事業者の名称等は、本件法人が本件事業の実施に当たり、取引先として予定している事業者に関する情報であるが、取引先は事

業を成り立たせるための重要な要素であることから、本件法人の事業運営の根幹部分であると認められる。したがって、本件取引先事業者の名称等は、公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、同号本文に該当すると判断する。

(ウ) 本件口数、本件資金計画及び本件財務書類は、本件法人の経理や事業経営に係る内部情報であり、公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、同号本文に該当すると判断する。

(エ) 本件地権者法人名称等は、本件法人が本件事業について説明を行った周辺地権者である法人に関するものであるが、その周辺地権者の範囲等は実施機関の行政指導に基づくものではなく、本件法人が自主的に定めたものであることから、客観的に明らかなものとはいえない。

したがって、本件地権者法人名称等は、本件法人が内部限りで管理している情報であると認められることから、公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、同号本文に該当すると判断する。

(オ) 不服申立人は、本件法人は本件説明会において本件非公開情報の多くを明らかにしている旨主張しているが、実施機関は、本件説明会は本件法人が自主的に実施したものであることから、その内容を把握していないと説明している。

また、不服申立人からも、本件説明会において明らかにされたとする非公開情報が具体的に示されておらず、当審査会においてもそのことを認めることができないことから、この不服申立人の主張は、前記(イ)から(エ)までの判断に影響を与えるものではない。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、例外的に公開できると規定している。

(イ) 本件取引先事業者の名称等、本件口数、本件資金計画、本件財務書類及び本件地権者法人名称等(以下「本件法人不利益情報」という。)は、本件施設そのものの安全性に関する情報ではなく、人の生命、身体等を保護するために本件法人不利益情報を公開する必要があるとまで考えることは困難である。

また、本件施設が完成したときは、実施機関は竣工検査を行い、公害防止対策等の性能を確認した上で、法第14条第6項に基づき許可し、当該許可がなければ本件施設は稼働できないことや、本件法人は、生活環境保全条例に基づく指定事業所の設置許可を受けており、本件施設は同条例の定める騒音、振動、悪臭に関する規制基準に従っていることが認められる。

以上のことを総合的に考え合わせると、本件法人不利益情報は、条例第5条第2号ただし書に該当しないと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 17 年 8 月 9 日	諮問書を受理
8 月 11 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
9 月 5 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
9 月 9 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
12 月 26 日 (第 51 回部会)	審議
平成 18 年 1 月 17 日 (第 52 回部会)	審議
1 月 24 日	指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
2 月 8 日 (第 53 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部会員
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	部会員
千葉 準一	首都大学東京教授	
堀部 政男	中央大学教授	会長 （部会長を兼ねる）

（平成 18 年 3 月 27 日現在）（五十音順）